

# 外国特許トピックス

2019年1月  
特許業務法人志賀国際特許事務所  
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## 各国 PPH の進捗(ブラジル、インド、ベトナム)

2019年4月に日本との間で開始が予定または予想されている PPH(審査ハイウェイプログラム)に関する進捗情報が届きましたので、今回はブラジル、インド、ベトナムの PPH 進捗を紹介いたします。

### 1. 日本ーブラジル間の PPH 進捗(申請対象となる技術分野の拡大)

日本ーブラジル間の PPH は、ブラジル産業財産庁が受理する申請については、技術分野が IT 分野および自動車関連技術中心の機械分野であることを条件に、2017年4月1日から2019年3月31日の期間で試行プログラムが開始されました(日本特許庁が受理する申請では技術分野の制限はありません)。

しかし、上記プログラム実施の中で技術分野の拡大を要求する声があり、2019年4月1日から上記分野に加えて新たに化学・バイオ分野の一部(高分子化学、冶金、材料、農芸化学、微生物、酵素など)も申請対象とする PPH の試行が発表されました。このプログラムは、2019年4月1日から2021年3月31日の2年間、または両庁それぞれが200件の申請を受理するまで実施されます。

ブラジル産業財産庁が受理する申請については、対象となる技術分野が拡大される分、申請件数の制限も拡大され、現在の試行プログラムでは1出願人あたり4ヶ月に6件という制限でしたが、新しいプログラムでは1出願人あたり1ヶ月に1件(4ヶ月に4件)までとなります(試行期間最終月(2021年3月1日から2021年3月31日までの1ヶ月間)は申請件数制限がありません(日本特許庁が受理する申請では1出願人あたりの申請件数に制限はありません)。

### 2. 日本ーインドの PPH 進捗(プログラム実施の決定待ち)

インド商工省産業政策・振興局は、2015年に日本特許庁との間で産業財産分野における協力覚書に署名し、その後もインドと日本との間で知的財産権の迅速な取得に向けた整備や調整が重ねて行われてきましたが、2018年10月29日の日本・インド首脳会談において、日本ーインド間の PPH 試行を特定の発明分野において 2019年度第一四半期(2019年4月1日から2019年6月30日までのいずれかの日)に開始することで一致しました。これが実現すると、インドは初めて二国間合意で PPH を行うことになり、その相手国が日本となります。

現時点ではまだ試行プログラムの詳細内容についての発表がなく、日本特許庁も2018年9月の段階では、インドにおいて特許規則の改正等の手続きが必要であるため試行プログラムの開始は確定していないとコメントしていました。しかし、日本特許庁にその後の進展の有無を確認したところ、インド特許規則改正の準備は順調に進んでいて、先日パブリックコメントが終了し最終調整の段階に入っているとの連絡を受けているようで、予定どおりに試行プログラムは開始される見込みです。現地代理人も、日本との PPH 試行プログラムが成功すれば、米国特許庁や欧州特許庁のような他の主要な特許庁との PPH 等の連携を推し進めることができ、「特許取得を容易にできる国」としてインドの産業を発展させることができると期待しています。

### 3. 日本ーベトナムの PPH 進捗(プログラム実施の延長決定待ち)

日本ーベトナム間の PPH は、2016年4月1日から2019年3月31日の期間で試行プログラムが開始されました。しかし、申請件数の上限が年間100件に設定されており、ベトナム国家知財庁への申請件数が、2年目は申請受付開始から約2ヶ月後に、3年目(最終年)は申請受付開始から3日後に、それぞれ100件に到達したため、受付が終了しました。

現時点では、試行プログラム延長の情報はありません。延長の是非は、日本特許庁とベトナム国家知財庁がプログラム実施状況を評価して判断することになります。しかし、先述したように申請が盛況であることや、弊所ベトナム案件で本プログラムを利用して PPH 申請をした2件が申請から1年半~2年で特許査定となっており(弊所管理のベトナム出願で2018年に特許査定を受けた案件は審査請求から特許査定まで平均約3年弱)、PPH が早期権利取得に効果的であることから、ベトナム国家知財庁が試行プログラムの実施を延長するのは必至と思われます。

以上